

令和 2 年 9 月 11 日

建設業課長

新型コロナウイルス感染症まん延防止に係る建設業申請書等受付
業務について（通知）

新型コロナウイルス感染症のまん延防止については、令和 2 年 4 月 16 日付け
建業第 30 号及び令和 2 年 5 月 29 日付け建業第 30-2 号で通知したところであり
ますが、新しい生活様式の実践が引き続き呼びかけられていることから、土木
事務所建設業申請書等受付業務における窓口預かりと一部届出書の郵送提出の
取り扱いを下記のとおり令和 3 年 3 月 31 日（水）まで継続します。

記

- 1 申請書等の受付窓口預かり
 - ・全ての申請書、届出書及び許可証明願について、土木事務所窓口における
審査を前提とした書類預かりを可能とする。
 - ・事務の流れについては、別紙 1 及び 2 のとおりとする。

- 2 一部の届出書（許可証明願を含む）の郵送提出
 - ・次の書類を除き、郵送による書類提出を可能とする。なお、申請者等に対
しては、返信用切手を貼付した返信用封筒及び別紙 4 預り票の添付を義務
付ける。
 - 郵送提出ができない書類
「更新申請」、「法人成申請」、「業種追加申請」、「般特新規申請」、「経
営業務管理責任者変更届」及び「営業所の専任技術者変更届」
 - ・事務の流れについては、別紙 3 のとおりとする

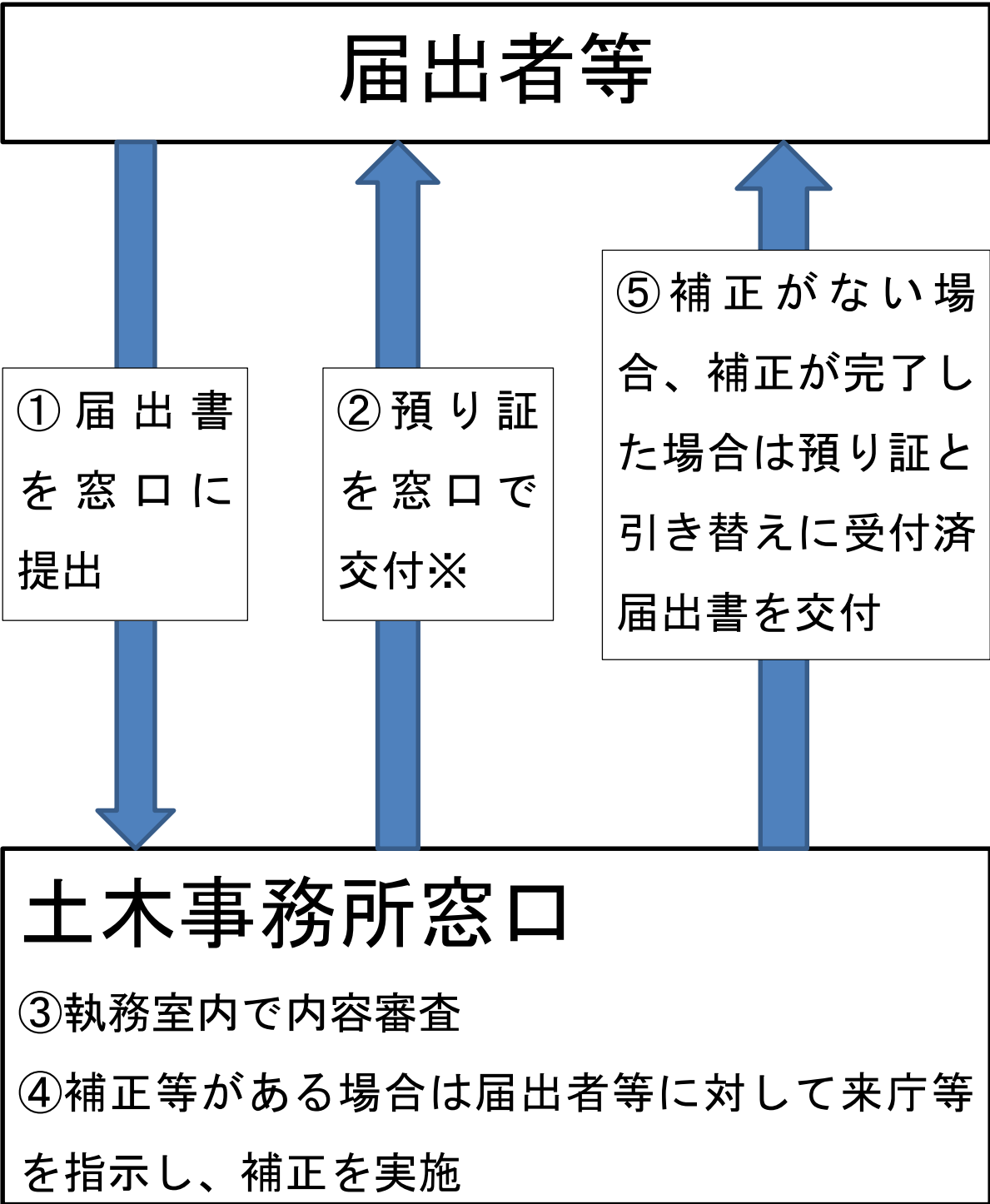
- 3 その他
 - ・事務の円滑な運用を図るため、詳細な取り扱いについては、土木事務所で
判断できるものとする。
 - ・解体工事業登録事務についても、上記取り扱いに準じて行うこととする。

以 上

担 当 許可班

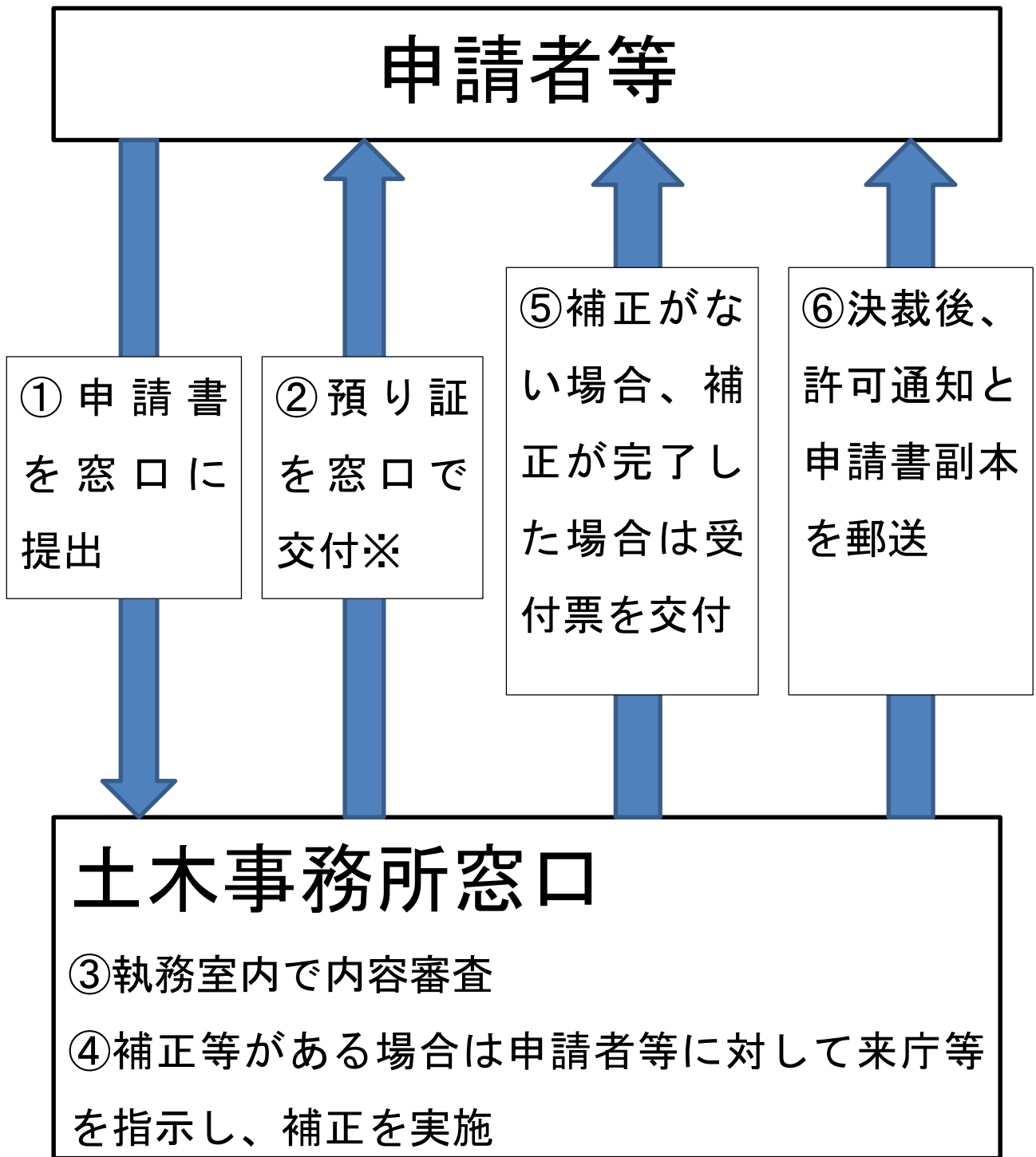
電話番号 5 - 1 0 0 - 3 0 5 8

届出書の提出の流れ（書類預かり）



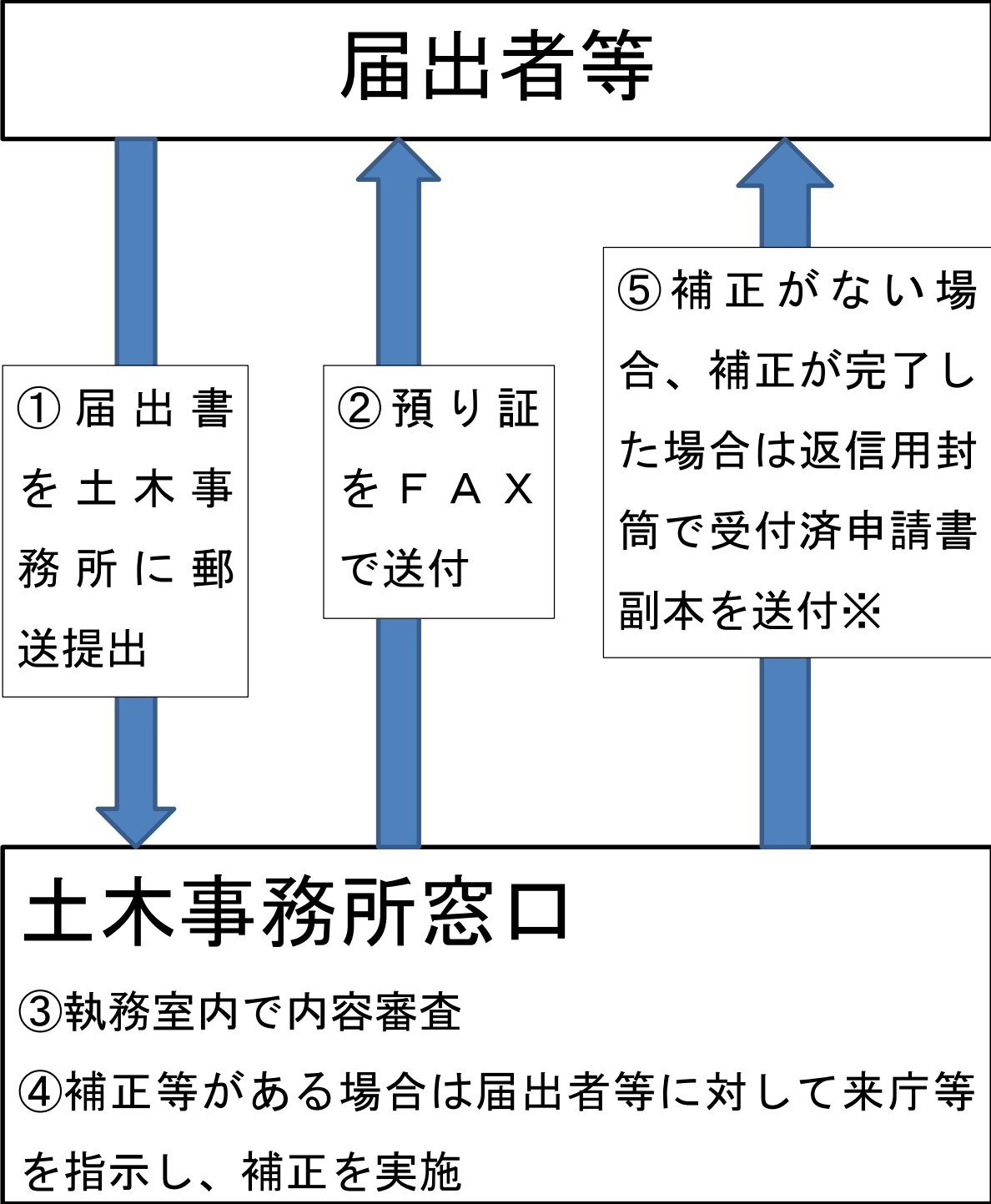
※原本証明等確認作業がある場合は、預り証交付前に実施すること

申請書の提出の流れ（書類預かり）



※原本証明等確認作業がある場合は、預り証交付前に実施すること

届出書の提出の流れ（郵送）



※返信用封筒がない場合（返信用切手料金不足を含む）は来庁を指示し、窓口での交付を行うこと

F A X 送信票

建設業許可届出書類 預り証		
送 信 先		
送信先 FAX 番号	— —	
送信元	<input type="checkbox"/> 下田土木事務所 総務課建設業班 FAX 番号 0558-24-2123 <input type="checkbox"/> 熱海土木事務所 総務課建設業班 FAX 番号 0557-82-9110 <input type="checkbox"/> 沼津土木事務所 総務課建設業班 FAX 番号 055-922-6684 <input type="checkbox"/> 富士土木事務所 総務課建設業班 FAX 番号 0545-65-2270 <input type="checkbox"/> 静岡土木事務所 総務課建設業班 FAX 番号 054-286-9375 <input type="checkbox"/> 島田土木事務所 総務課建設業班 FAX 番号 0547-37-6183 <input type="checkbox"/> 袋井土木事務所 総務課建設業班 FAX 番号 0538-42-1782 <input type="checkbox"/> 浜松土木事務所 総務課建設業班 FAX 番号 053-458-7193	
投函年月日	令和 年 月 日	
届出者		他 社分 (複数郵送の場合)
許可番号		
届出・申請の内容	<input type="checkbox"/> 決算終了後の変更届 (経営事項審査受審の有無 有・無) (いずれかに○をつけてください) <input type="checkbox"/> 決算以外の変更届 <input type="checkbox"/> 建設業許可証明願	土木事務所預り印※

※欄は土木事務所にて押印するため空欄のままとしてください。

この預り証は、建設業許可申請の受付記録ではありません。